

告 示

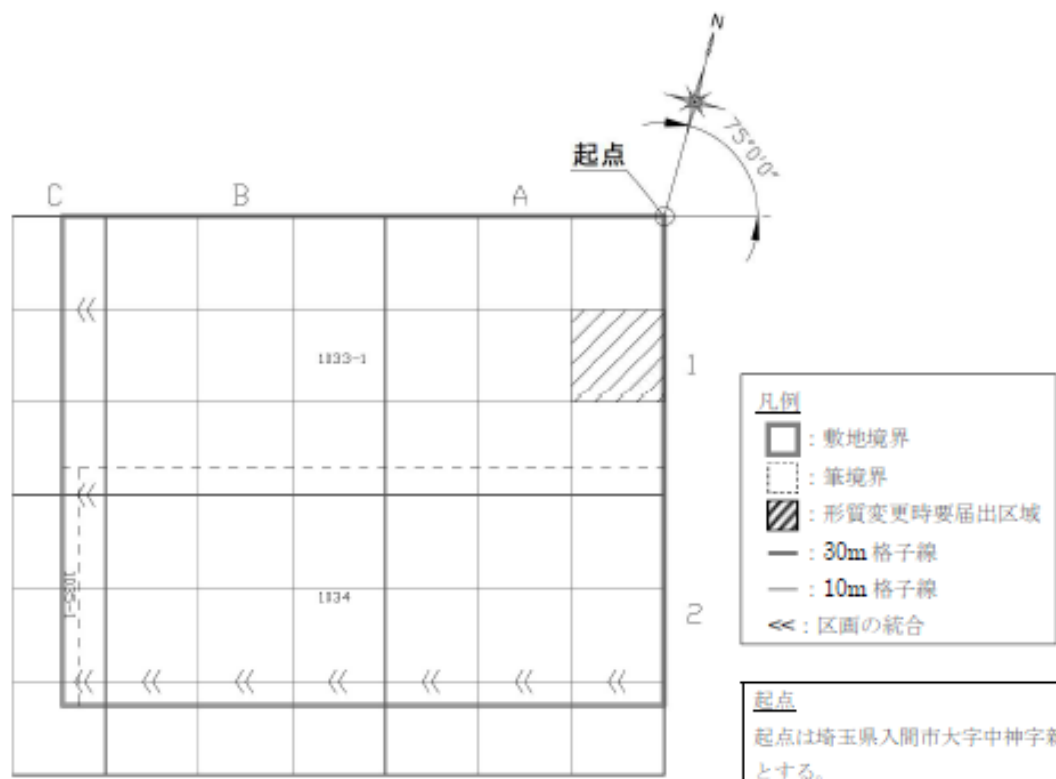
埼玉県告示第千九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県入間市大字中神字新狭山千三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



起点
 起点は埼玉県入間市大字中神字新狭山 1033 番 1 の最北端とする。

格子の回転角 75°0'0"
 起点を支点として、起点から東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線を右回りに回転させた角度。